

振動規制法に基づく指定地域を有する市町村

県北地方	県中地方	県南地方	会津地方	相双地方	いわき地方
福島市	郡山市	白河市	会津若松市	相馬市	いわき市
二本松市	須賀川市	西郷村	喜多方市	南相馬市	
伊達市	鏡石町	矢吹町			
本宮市	石川町				

3 特定建設作業の種類

別表1 振動規制法に基づく特定建設作業の種類

作業内容	規 格
くい打機を使用する作業	もんけん及び圧入式くい打機を除く。
くい抜機を使用する作業	油圧式くい抜機を除く。
くい打くい抜機を使用する作業	圧入式くい打くい抜機を除く。
鋼球を使用して建築物その他の工 作物を破壊する作業	
舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
ブレーカーを使用する作業	手持式のものを除く。 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

4 区域の区分及び基準

振動規制法に基づく特定建設作業に関する区域の区分と基準

区域の区分	地 域 の 範 囲
第1号区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及びこれらに相当する地域の全域並びに工業地域のうち学校、病院等の周囲おおむね80mの地域
第2号区域	第1号区域を除く地域

区域区分	敷地境界における振動基準	作業時刻に関する基準	作業時間に関する基準	作業期間に関する基準	作業日に関する基準
第1号区域	75 デシベル	7時～19時の時間内であること	1日10時間をこえないこと	連続6日を超えないこと	日曜・休日でないこと
第2号区域		6時～22時の時間内であること	1日14時間をこえないこと		

4 設置届出

振動規制法に基づく指定地域内において特定建設作業を施工しようとする者は、当該作業の開始の日の7日前までに、市町村長に所定の事項を届け出なければなりません。

5 改善勧告及び改善命令

振動規制法に基づく指定地域内における特定建設作業に伴って発生する振動が、規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が損なわれていると認められる場合は、市町村長は、振動の防止の方法の改善又は作業時間を変更すべきことを勧告することが出来ます。

また、勧告に従わずに特定建設作業を行った場合は、勧告に従うよう改善を命ずることが出来ます。